

平成30年三重県議会定例会

防災県土整備企業常任委員会説明資料

◎所管事項説明

- 1 「平成30年版成果レポート（案）」について・・・・・・・・・・ 1
- 2 「三重県新地震・津波対策行動計画」および「三重県新風水害
対策行動計画」にかかる取組結果と検証について・・・・・・・・ 14
- 3 三重県版タイムラインの運用と今後の市町展開について・・・・ 19
- 4 消防の広域化と地域防災力の連携強化について・・・・・・・・ 22
- 5 審議会等の審議状況について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

【別冊】

別冊1：「三重県新地震・津波対策行動計画」および「三重県新風水害
対策行動計画」実績レポート

別冊1別添資料：三重県防災・減災対策行動計画の概要について

別冊2：消防団・自主防災組織連携実践モデル事業事例集

平成30年6月20日

防災対策部

1 「平成30年版成果レポート（案）」について

第二次行動計画

施策111 災害から地域を守る人づくり

施策112 防災・減災対策を進める体制づくり

【主担当部局：防災対策部】

県民の皆さんとめざす姿

多くの防災人材が地域で活躍する中、県民の皆さん一人ひとりの防災意識が防災行動へと結びつき、助け合いや支え合いによる災害に強い地域づくりが進んでいます。

平成 31 年度末での到達目標

防災人材の活躍によって、「自助」「共助」が促進されることにより、近い将来に発生が予想される地震や年々勢力を増す台風、集中豪雨など、「必ず起こる」大規模災害発生に備えた、人的被害を最小限に抑えることのできる環境づくりが進んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標については、年度目標及び昨年度の実績値には及びませんでした。活動指標については、ほぼ目標を達したことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	27 年度 現状値	28 年度 目標値 実績値	29 年度 目標値 実績値	目標達成 状況	30 年度 目標値 実績値	31 年度 目標値 実績値
率先して防災活動に参加する県民の割合	47.4%	50.5%	54.0%	0.89	57.0%	60.0%
		49.4%	48.2%			
目標項目の説明と平成 30 年度目標値の考え方						
目標項目の説明	過去 1 年間に地域・職場での防災活動に参加したことがある県民の割合（防災に関する県民意識調査）					
30 年度目標値の考え方	防災活動に参加する県民の割合を、毎年度 3% 程度高めることを目標として設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	27 年度	28 年度	29 年度	目標達成 状況	30 年度	31 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値		目標値 実績値	目標値 実績値
11101 防災人材の育成・活用 (防災対策部)	「みえ防災人材バンク」登録者の活動件数 (創 19)		150 件	200 件	1.00	250 件	300 件
		91 件	158 件	271 件			
11102 学校における防災教育の推進 (教育委員会)	家庭や地域と連携した防災の取組を実施している学校の割合		90.0%	93.5%	0.99	97.0%	100%
		88.3%	90.3%	92.1%			

基本事業	目標項目	27年度	28年度	29年度		30年度	31年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
11103 災害ボランティアの活動環境の充実（環境生活部）	「みえ災害ボランティア支援センター」に参画する団体数（累計）		9 団体	10 団体	1.00	11 団体	12 団体
		8 団体	9 団体	10 団体			

（単位：百万円）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
予算額等	81	68	64	58	
概算人件費		265	210		
（配置人員）		（29 人）	（23 人）		

平成 29 年度の取組概要と成果、残された課題

- ①「みえ防災・減災センター」において、みえ防災コーディネーター*を 36 名養成したほか、「みえ防災塾」では 44 名が修了し、「みえ防災人材バンク」への登録を進めました。また、医療・看護、保健・福祉・介護分野等で活躍する人材を対象とした専門職防災研修のほか、市町職員向け研修、自主防災組織リーダー研修などを開催し、地域で活躍する防災人材の育成に取り組みました。防災等に関して知識や技能をもち、防災意識の高い人が地域の防災啓発活動等を支えていることから、今後も防災人材の育成を図るとともに、こうした人材の地域での活動を促進する必要があります。津地方気象台と連携して、防災講演会やみえ風水害対策の日シンポジウム（9 月 24 日）等を共同で開催しました。気象台の持つ専門性が行政の防災対策や災害対応の意思決定等に大いに役立つことなどから、今後も気象台と連携して、県民の防災意識の啓発を進める必要があります。（創 19）
- ②「津波避難に関する三重県モデル」に基づく「My まっぷラン」や「避難所運営マニュアル」作成などの地域住民主体の防災対策について、市町や地域防災総合事務所・地域活性化局の支援のほか、県防災技術指導員や「みえ防災人材バンク」の登録者の参画を得ることで、県内各地での取組が進みました。これらの取組がさらに広がるよう、地域に応じた支援を進める必要があります。
- ③発災後であっても企業等で必要となる業務が継続できるよう、「みえ防災・減災センター」の「みえ企業等防災ネットワーク*」と連携して、企業等の BCP*作成支援や防災人材の育成など企業防災の取組を支援するとともに、四日市コンビナート企業の強靱化の取組にあわせて、雇用経済部と連携し、BCP の作成などソフト面での取組を働きかけました。また、「みえ防災・減災センター」の企業防災アドバイザーによる相談も実施しました。行政や地域、企業等との連携を深め、職場における防災活動を推進することで、地域の防災力の向上を図るとともに、災害発生後の迅速で的確な復旧、復興のため、引き続き、企業防災の取組を進める必要があります。
- ④「みえ防災・減災アーカイブ」について、地域の人材育成や防災活動などに活用するため、昭和東南海地震などの体験談や県内の防災紙芝居を追加収集するとともに、各種イベント等で PR を行いました。引き続き、「防災の日常化」に向けて、「みえ防災・減災アーカイブ」の利活用の促進を図る必要があります。
- ⑤防災・減災対策の進捗状況について、関係者や市町へのヒアリング、アンケートを実施した結果、特に「共助」に関する取組について進んでいない項目があることが明らかになりました。一方、県民意識調査によると、半数以上の方が県の政策として「防災・減災」対策が重要としていることもあり、県、「みえ防災・減災センター」、市町が連携し、「共助」の取組の活性化について取り組む必要があります。

- ⑥学校における防災教育の効果を高めるため、防災ノートを新入生等に配付するとともに、外国人児童生徒に外国語版（5か国語）を配付しました。引き続き、防災学習教材の活用や教職員の防災に関する知識の向上等に取り組み、防災教育を推進する必要があります。
- ⑦教職員を対象とした防災に関する研修については、初任者、6年次、11年次、新任管理職の研修に防災教育の内容を盛り込んで実施したほか、学校防災リーダー等教職員研修を4回（7～8月）、「みえ防災・減災センター」と連携して体験型防災学習の実践研修を5回（10月）実施しました。また、学校の要請に応じて職員を派遣し、学校が実施する防災学習、防災研修、家庭や地域と連携した防災訓練等の取組を支援しました。学校における防災教育の推進に継続して取り組む必要があります。
- ⑧県内の中高生が、支援者となる視点から安全で安心な社会づくりに貢献できるよう、35名が8月に、東日本大震災の被災地を訪問しボランティア活動や交流学习に取り組みました。また、訪問後は参加した中高生が在籍する学校や県内で開催されたイベント等で、被災地での経験などを発表・報告しました。被災地で得られた教訓や経験を、県内の防災教育・防災対策につなげていく必要があります。
- ⑨平成29年度に策定した「三重県広域受援計画」に、大規模災害時に県内外のボランティア団体や県・市町が情報共有、連絡調整する場である「協働プラットフォーム」を立ち上げていくことなどを盛り込んでおり、今後、市町・社会福祉協議会・NPO等と連携し、地域において円滑にボランティア等を受け入れる体制の実効性を高めていく必要があります。

・県民指標については、平成27年度実績値からは上昇したものの、平成28年度と比べ1.2ポイント低く、また目標達成状況は0.89となり、目標を達成できませんでした。

地域や職場での防災活動への参加状況について、平成28年度と比較すると、地域の防災活動に参加した県民の割合は伸びたものの、職場の防災活動に参加した県民の割合が2.1ポイント落ち込んだことが主な要因と考えられます。

このため、「みえ防災・減災センター」の企業防災に関するアドバイザー機能の充実など、防災活動の取組支援を積極的に働きかけ、より多くの人々が防災活動に参加できる機会を増やす必要があります。

平成30年度の取組方向

【防災対策部 副部長 坂三 雅人 電話:059-224-2181】

- ①防災人材の育成・活用について、「みえ防災・減災センター」を中心として、みえ防災コーディネーターの育成や「みえ防災塾」の運営、「みえ防災人材バンク」への登録を進めるとともに、地域との顔の見える関係づくりの構築に向けて、地域や住民による自主的な取組に対して人材派遣等の支援を行います。また、津地方気象台から「みえ防災・減災センター」に職員の派遣を受けることで連携を強化することに加え、市町の派遣職員も受け入れることで、「みえ防災・減災センター」のハブ機能、シンクタンク機能の充実を図ります。 (創19)
- ②「津波避難に関する三重県モデル」に基づく「Myまっぷらん」や「避難所運営マニュアル」の作成などの地域住民主体の防災対策について、市町や地域防災総合事務所・地域活性化局と連携し、地域の取組を支援するとともに、特に、市町とともに各地域における避難所開設訓練やHUG（避難所運営ゲーム）の実施を推進することで、多くの地域で「避難所運営マニュアル」が作成されるよう取り組みます。
- ③企業の防災力の向上に向けて、「みえ防災・減災センター」が実施する企業防災に関するアドバイザー機能のさらなる充実や「みえ企業等防災ネットワーク」による企業間の連携、企業内研修の支援のほか、企業のBCP作成や防災人材の育成を支援します。

- ④「みえ防災・減災アーカイブ」や防災紙芝居を活用した防災・減災対策の啓発を促進するため、新たに児童館などと連携して次世代を担う子どもたちへの普及啓発の充実を図ります。
- ⑤「三重県防災・減災対策行動計画」策定にあたって実施した防災・減災対策の検証結果によると、「共助」の取組に課題があることから、県、「みえ防災・減災センター」、市町が連携して、「避難行動要支援者の支援体制の構築」や「消防団、自主防災組織の取組の活性化」等をテーマとした「共助」の取組の活性化のための手引書の作成を行う「地域防災課題解決プロジェクト」により、効果的な解決手法の検討、地域での実践・検証に取り組み、県内市町への水平展開を図ります。
- ⑥学校での防災学習をより効果的に実施するため、防災ノートなど防災学習教材の活用を一層進めます。また、学校での防災学習を家庭での防災対策につなげるため、家庭における防災ノートの活用を促進します。
- ⑦家庭や地域と連携した体験型防災学習等の実施を支援するとともに、「みえ防災・減災センター」と連携して、学校防災リーダー等教職員を対象とする防災研修を行い、学校における防災教育を推進します。
- ⑧県内の中高生が、支援者となる視点から安全で安心な社会づくりに貢献できるよう、東日本大震災の被災地でのボランティア活動や交流学习等の防災教育に取り組みます。また、参加した中高生が被災地での活動内容等を発表・報告する機会を設け、東日本大震災の教訓を県内で伝え、防災教育・防災対策につなげる取組を進めます。
- ⑨大規模災害時において県内外からの災害ボランティアを円滑に受け入れられるよう、みえ災害ボランティア支援センターの運営に参画します。また、「協働プラットフォーム」構築のための実践的な訓練等を通じ、市町・社会福祉協議会・NPO等と連携して受援体制を整備していきます。

* 「○」のついた項目は、平成30年度に特に注力するポイントを示しています。

* 「創 番号」のついた項目は、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本的な取組方向のめざす姿の達成に資する主な取組であり、検証レポートにも記載しています。

【主担当部局：防災対策部】

県民の皆さんとめざす姿

県、市町、防災関係機関などのさまざまな主体が、防災・減災対策に向け、それぞれの役割を果たすとともに、各機関の連携・協力体制がより強化され、「協創」の取組が進むことにより、県民の皆さんの命と暮らしを守る災害に強い社会づくりが進んでいます。

平成31年度末での到達目標

南海トラフ地震の発生や、年々勢力を増す台風、集中豪雨などの自然災害やコンビナートにおける事故等の災害発生に備え、県、市町、消防その他防災関係機関の連携体制の強化が図られ、それぞれの主体の取組により、災害対応力が充実・強化されています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標について、年度目標には及びませんでした。昨年度と比べ、実績値は上昇しており、ほぼ目標値を達成したこと、また、活動指標についても、ほぼ目標を達成したことから「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値			
「公助」による防災・減災対策の取組が進んでいると感じる県民の割合	/	88.2%	89.0%	0.97	89.5%	90.0%
	87.4%	85.8%	86.1%		/	/
目標項目の説明と平成30年度目標値の考え方						
目標項目の説明	県をはじめとする防災関係機関の「公助」による防災・減災対策の取組が進んでいると実感している県民の割合（防災に関する県民意識調査）					
30年度目標値の考え方	「公助」による防災・減災対策に関心を持ち、それを評価する県民の割合を90%以上とすることを目標に、平成30年度の目標値を89.5%と設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値			
11201 防災・減災対策の推進（防災対策部）	「三重県新地震・津波対策行動計画」等の計画における主要な行動項目の進捗率	/	100%	100%	未確定	100%	100%
		92.6%	94.1%	集計中		/	/

基本事業	目標項目	27年度		28年度		29年度		30年度		31年度				
		現状値		実績値		実績値		目標達成状況		実績値				
11202 災害対策活動体制の充実・強化（防災対策部）	県・市町・防災関係機関が連携した実動訓練および県災害対策本部等が主催する図上訓練の回数	/		11回		12回		1.00		13回				
		10回		13回		13回				/				
11203 迅速な対応に向けた防災情報の共有化（防災対策部）	「防災みえ.jp」から防災情報等を入手している県民の割合	/		19.5%		23.0%		0.75		26.5%				
		16.0%		16.4%		17.2%				/				
11204 災害医療体制の整備（医療保健部）	災害拠点病院の災害派遣医療チーム(DMAT*)数	/		21		22		1.00		23				
		21		21		26				/				
11205 安全な建築物の確保（県土整備部）	地震等の災害時において避難所として活用される建築物の耐震化率	/		42.9%		66.7%		1.00		83.3%				
		28.6%		50.0%		66.7%				/				
11206 教育施設の防災対策（教育委員会）	学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策の未完了数	/		県立学校	83棟	県立学校	65棟	/		県立学校	39棟	県立学校	0棟	
		/		市町立学校	29棟	市町立学校	25棟			市町立学校	11棟	市町立学校	8棟	<23棟>
		/		私立学校	4棟	私立学校	3棟			私立学校	2棟	私立学校	2棟	
		県立学校	83棟	県立学校	82棟	県立学校	63棟			県立学校	1.00	/		
		市町立学校	42棟	市町立学校	27棟	市町立学校	13棟(速報値)			市町立学校	1.00			
		私立学校	8棟	私立学校	5棟	私立学校	3棟			私立学校	1.00			
11207 緊急輸送道路*の機能確保（県土整備部）	緊急輸送道路上の橋梁のうち良好な状態である橋梁の割合	/		95.2%		95.6%		1.00		96.0%				
		94.8%		95.0%		96.0%				/				
11208 消防救急体制の充実・強化（防災対策部）	消防団員の条例定数充足率	/		95.5%		95.6%		0.99		95.7%				
		95.3%		94.3%		94.2%				/				
11209 高圧ガス等の保安の確保（防災対策部）	高圧ガス等施設における事故発生防止率	/		100%		100%		0.99		100%				
		99.5%		99.3%		99.5%				/				

(単位：百万円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
予算額等	7,723	10,184	7,306	11,066	/
概算人件費	/	986	1,104	/	/
(配置人員)	/	(108人)	(121人)	/	/

【防災・減災対策の推進】

- ①「三重県新地震・津波対策行動計画」および「三重県新風水害対策行動計画」に基づき取組を進めました。また、両計画が最終年度を迎えたことから、両計画の理念を継承し、三重県のこれからの防災・減災対策の方向性と道筋を示す「三重県防災・減災対策行動計画」を策定しました。計画策定にあたっては、県内全市町へのヒアリングなどによりこれまでの取組の検証を行い、取り組むべき7つの重点的取組等を定めました。今後は、本計画に基づき着実に取組を進めていく必要があります。
- ②発災前から予測できる風水害に対し、「いつ、誰が、何をするか」を時系列で整理し、事前対策として被害を最小化することをめざした「三重県版タイムライン」について、県災害対策本部総括部隊で使用するタイムラインの試行と検証を経て、関係機関と調整を図った結果、総括部隊を含む6部隊のタイムラインを策定しました。今後は、「三重県版タイムライン」をもとに、県内各地方災害対策部や市町での取組に広げていく必要があります。
- ③どのような災害があっても停止できない、または早期の再開が必要とされる県の業務の継続体制を定めた「三重県業務継続計画（三重県BCP*）」について、各部局における検証と見直しを行うとともに、市町の業務継続計画の策定を支援しました。今後、計画未策定の6市町に対して、事例提供や策定研修等の実施により、計画策定を促進する必要があります。
- ④国立研究開発法人海洋研究開発機構が開発・整備した、南海トラフ地震を海底で即時検知するためのDONET*を活用して、伊勢志摩地域において、津波予測・伝達システムの運用を行いました。また、このシステムの本格運用に向け、県南部地域7市町にかかる津波被害想定データの作成を開始しました。今後、各市町に津波予測情報等を提供するためには気象業務法に基づく津波予報業務の認可取得が必要となります。あわせて、伊勢湾岸地域全体への導入についても、関係市町の意見を聴きながら検討する必要があります。
- ⑤避難所の総合的な整備や被災によって孤立した地域への対策などを講ずる市町の取組に対して、地域減災力強化推進補助金により、市町の防災・減災対策を支援しました。また、県北部海拔ゼロメートル地帯避難対策補助金により、桑名市や木曾岬町が取り組む津波避難施設の建設や避難用ゴムボートの整備を支援しました。今後も、市町の防災・減災対策をより促進する必要があります。

【災害対策活動体制の充実・強化】

- ①災害対策活動体制の充実・強化について、「訓練でできないことは、いざという災害の時に絶対にできない」との考え方のもと、救出救助・道路の機能別図上訓練および総合図上訓練を実施しました。また、三重県・伊賀市・尾鷲市・紀北町総合防災訓練では、直下型地震と南海トラフ地震の連続発生を想定した実動訓練を実施しました。近い将来に発生が懸念される南海トラフ地震では、県内全域で大きな被害が想定されることから、今後も、県・市町・防災関係機関等が連携した訓練を通じて、充実・強化を図っていく必要があります。
- ②大規模災害時に国や他県、関係機関等の支援を円滑に受け入れ、効果的な被災者支援につなげるため、関係機関とともに受援に係る活動内容を整理し、「三重県広域受援計画」を策定しました。今後は、本計画をふまえ、避難所までのラストワンマイルの物資輸送やボランティアの地域での受け入れ、他県等から市町への応援職員の受け入れなど、市町の受援体制の整備を進める必要があります。

- ③物資の備蓄について、「三重県備蓄・調達基本方針」に基づき、セーフティネットとしての食料や飲料水、生活必需品の現物備蓄を進めました。今後、現物備蓄以外の民間事業者の協力を得て行う流通備蓄については、平成 28 年度に調査した調達可能物資の品目や数量をふまえ、流通備蓄の拡充を進めていく必要があります。
- ④北勢広域防災拠点を四日市市内に平成 30 年 3 月に整備するとともに、災害時に各拠点の運用を円滑にできるよう、広域物資輸送拠点（県物資拠点）の運用マニュアルを作成しました。今後は、北勢広域防災拠点を含め、各拠点を災害時に円滑に運用できるよう、県の各地方災害対策部と連携して、三重県内の受援体制整備に向けた活動実験をはじめ、各種訓練を実施し、検証していく必要があります。
- ⑤広域避難について、海拔ゼロメートル地帯対策の取組として、平成 28 年度に桑員地域 2 市 2 町が締結した「浸水時における広域避難に関する協定」を実効性あるものにするため、2 市 2 町と県が避難方法の検討を進めました。今後、さらに具体的な対応ができるよう、広域避難に係る検討を進める必要があります。
- ⑥大規模地震対策特別措置法に基づく東海地震の予知を前提とした防災対応については、確度の高い予知は困難との判断から、国が今後新たな防災対応を定めることとしています。それまでの間、南海トラフ沿いで大規模地震に関連する異常な現象が発生した場合、気象庁から「南海トラフ地震に関する情報（臨時）」が発表されることから、本県では、当面の対応として、県民への広報や市町および防災関係機関との連絡体制を取り、災害等に備えることとしました。引き続き、国等の動向を注視しながら防災対応について検討する必要があります。
- ⑦防災ヘリコプター「みえ」について、平成 29 年 9 月から新しい機体による運航を開始しました。今後は、新しいヘリコプターの安全運航に努めるとともに、ヘリテレシステム等新たな装備について災害時に有効に活用できるよう、訓練等での活用を進める必要があります。
- ⑧危機事案の対応について、弾道ミサイル発射に伴う Jアラート作動時の「三重県危機対策本部」の設置など初動体制の立ち上げと県民への情報提供について速やかに対応できる体制に整えました。また、Jアラート作動時における住民避難訓練について、国および津市と共同で実施し、弾道ミサイル落下時の取るべき行動や避難訓練実施状況をホームページなどにより啓発を行いました。引き続き、市町と連携し、迅速かつ的確な対応ができる体制の維持と県民への情報提供を行う必要があります。
- ⑨災害対応力の充実・強化を図るため、他県警察との合同災害警備訓練や警察本部と各警察署が連携した図上訓練などを実施しました。引き続き、各種訓練を実施するとともに、必要な資機材等についても整備を進める必要があります。

【迅速な対応に向けた防災情報の共有化】

- ①防災通信ネットワークについて、常に通信が可能となるよう適正な維持管理を行うとともに、劣化している有線系機器の更新を行うほか、津地方气象台等との連携を強化するための情報通信設備の整備を行いました。引き続き、適正な維持管理を行うとともに、2022 年 11 月末までとされている地上系防災行政無線設備の新しい技術基準への適合等に向けて、設備の更新を行う必要があります。

- ②防災情報プラットフォームにより、収集した気象情報や災害情報等をホームページやメール配信等により県民に情報提供を行いました。また、災害対策本部において的確な対応が行えるよう、新しい防災情報システムを追加したほか、幅広い方々が利用できるよう6月からツイッターによる気象情報等の提供を開始しました。引き続き、防災情報プラットフォームについて、県民にわかりやすい情報の提供を行うとともに、災害対応への活用を図るため、運用により明らかになった課題に対応できるよう、機能の改善を図る必要があります。
- ③震度情報ネットワークシステムにより、県内の震度情報等を収集、活用しました。今後も震度情報ネットワークシステムの機能を維持するため、設備の更新を行う必要があります。

【災害医療体制の整備】

- ①国が主催する南海トラフ地震の発生を想定した大規模地震時医療活動訓練に参加し、国、他県、医療機関等との連携強化を図りました。南海トラフ地震等、大規模災害発生時における災害医療体制の整備を進める必要があることから、「三重県広域受援計画」を策定し、受援体制の強化を図るとともに、災害拠点病院等におけるBCPの考え方に基づく災害医療マニュアル策定を促進するため、研修会を2回開催しました。また、災害医療に精通した人材の育成を進めるため、災害医療コーディネーター等を養成する研修の充実を図る必要があります。

【安全な建築物の確保】

- ①耐震診断が義務化された避難所として活用される大規模建築物（ホテル、旅館等）の耐震改修1棟が完了しました。また、耐震診断が義務化された第一次緊急輸送道路を閉塞するおそれのある避難路沿道建築物の耐震診断14棟、補強設計1棟が完了しました。引き続き、避難路沿道建築物の耐震診断の実施や、個々の所有者の状況に応じた耐震改修への働きかけや相談対応を行うなど、早期の耐震化事業の実施に向けたより一層の取組を行う必要があります。
- ②木造住宅の耐震化について、無料耐震診断や設計、補強工事等の補助事業を実施するとともに、市町が行う未耐震の住宅所有者への戸別訪問を支援しました。熊本地震を受け国が創設した補助額加算のために必要となる戸別訪問計画については、未策定市町への支援を行い、全市町で策定済となりました。また、国が示した昭和56年から平成12年の間に建築された木造住宅の耐震性能の検証方法について、住宅相談等の場において住宅所有者等へ周知しました。建築関係団体等と協力しながら、戸別訪問の効果を更に高めるとともに、国が創設した新たな耐震改修補助制度を平成30年度から活用できるよう市町を支援する必要があります。

【教育施設の防災対策】

- ①県立学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策について、10校17棟の対策工事と17校32棟の対策工事に係る設計を実施しました。すべての屋内運動場等の対策完了に向け着実に取組を進める必要があります。
- ②公立小中学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策について、3市14棟の対策が完了しました。引き続き、天井等落下防止対策をはじめとする非構造部材*の耐震対策を促進する必要があります。
- ③屋内運動場等の天井等落下防止対策が必要な私立学校を設置する学校法人に対し、耐震対策を促したところ、平成29年度中に2件（高等学校1件、幼稚園1件）の耐震対策が完了しました。引き続き、未完了の施設について耐震対策を促す必要があります。

【緊急輸送道路の機能確保】

- ①大規模災害発生後の救助活動や支援物資の輸送を円滑に行うため、緊急輸送道路に指定されている県管理道路等の橋梁点検を実施するとともに、点検結果に基づく修繕計画を策定し、計画的な修繕に取り組みました。また、緊急輸送道路の橋梁耐震化や架替えを進めました。引き続き、緊急輸送道路に指定されている県管理道路等の修繕や整備を進める必要があります。

【消防救急体制の充実・強化】

- ①消防団の充実・強化に向けて、市町および三重県消防協会と連携し、平成29年10月1日から「みえ消防団応援の店」制度を開始しました。また、平成30年2月には入団促進キャンペーンを実施しました。引き続き、消防団員の入団促進、消防団の活性化に向けた取組を進める必要があります。さらに、消防本部間の連携・強化について、引き続き市町の実情をふまえながら、連携・協力等の推進を支援する必要があります。

【高圧ガス等の保安の確保】

- ①高圧ガス等の保安について、自主保安の徹底を図るため、取扱事業者等に対して保安検査、立入検査等を実施しました。引き続き、適正な保安管理等の徹底を図る必要があります。また、コンビナートの防災対策について、「三重県石油コンビナート等防災計画」に基づき、保安に係る人材育成を支援する「産業安全塾」などの研修を実施しました。引き続き、コンビナート事業者の防災対策を促進する必要があります。

県民指標について、平成28年度実績値に比べて上昇したものの、平成27年度を下回りました。これは、平成28年の熊本地震や鳥取中部地震、平成29年7月の九州北部豪雨といった災害により、全国のどこでも地震や風水害が発生し、深刻な被害をもたらすことが改めて認識され、さらなる防災対策を求める県民の意識が高まっていることが要因の一つであると考えられます。

このため、「三重県広域受援計画」および「三重県版タイムライン」の市町への水平展開をはじめ、新たな「三重県防災・減災対策行動計画」に基づく防災・減災対策を着実に実施するとともに、これらの取組をより積極的に県民に情報提供する必要があります。

平成30年度の取組方向

【防災対策部 副部長 坂三 雅人 電話：059-224-2181】

【防災・減災対策の推進】

- ①新たな行動計画である「三重県防災・減災対策行動計画」について、計画のスタート時から防災・減災対策を着実に推進するため、市町へのアンケート調査等に基づき、行動計画の市町にかかる重点項目等の推進状況の把握や支援を行う際の参考とするための「市町防災カルテ」をとりまとめるとともに、県、市町、県民など様々な主体による防災活動に取り組みます。
- ②「三重県版タイムライン」について、津地方気象台をはじめとする関係機関と連携して、訓練や災害時での運用を重ねながら改善を図ります。また、市町のタイムライン策定を促進するとともに、各地方災害対策部におけるタイムライン策定を進めます。
- ③「三重県業務継続計画（三重県BCP）」について、引き続き各部局における検証と見直しを行い、継続的な更新を進めます。また、未策定の市町に対して業務継続計画の策定を支援します。

- ④南海トラフ地震による津波の早期検知に向けて、「D O N E T を活用した津波予測・伝達システム」を伊勢志摩地域で運用するとともに、県南部地域への早期導入を関係市町と連携して進めます。また、対象となる市町への情報提供を行うため、気象業務法に基づく津波予報業務の認可を取得するほか、伊勢湾岸地域全体への導入についても検討します。
- ⑤地域減災力強化推進補助金および県北部海拔ゼロメートル地帯避難対策補助金について、市町の防災・減災に向けた主体的な取組の促進を図るため、有効活用を進めます。

【災害対策活動体制の充実・強化】

- ①災害対策活動体制について、「三重県広域受援計画」を検証する活動実験を実施するとともに、近い将来に発生が懸念される南海トラフ地震などを想定し、引き続き、県・市町・防災関係機関等が連携した訓練等を通じて、充実・強化を図ります。
- ②市町において、避難所までの物資輸送、他県等から市町への応援職員やボランティアの受け入れ等が円滑に進むよう、「三重県広域受援計画」をふまえた受援体制の整備支援を行います。
- ③物資の備蓄について、現物備蓄の適切な管理を行います。また、民間事業者の協力を得て行う流通備蓄について、平成 28 年度に調査した調達可能物資の品目や数量をふまえ、流通備蓄の確保に向けて協定締結先の拡大などを進めます。
- ④広域防災拠点について、適切に維持管理を行うとともに、災害時において有効に機能を発揮できるよう訓練等を通じて運用方法を検証します。
- ⑤広域避難について、海拔ゼロメートル地帯対策の取組として、引き続き、桑員地域 2 市 2 町と連携し、広域避難に係る具体的な検討を進めます。
- ⑥南海トラフ地震に関しては、国の中央防災会議に設置された「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ワーキンググループ」における新たな防災対応の検討状況等について注視しながら、適時的確な対応を行います。
- ⑦新防災ヘリコプター「みえ」について、安全運航に努めるとともに、訓練等を通じてヘリテレステム等の活用について検証を重ねます。
- ⑧危機事案の対応について、対応力の強化を図るため、関係機関と連携した国民保護訓練を実施します。また、県民へのわかりやすい情報提供を行います。
- ⑨県警察では、大規模災害発生時における救出救助等の活動を迅速かつ的確に実施するため、引き続き、実戦的な訓練を実施するとともに、必要な資機材等の整備を進めます。

【迅速な対応に向けた防災情報の共有化】

- ①防災通信ネットワークについて、適正な維持管理を行うとともに、地上系防災行政無線設備や有線系設備の更新のための設計を行います。
- ②防災情報プラットフォームに関して、適正な維持管理のほか、「三重県広域受援計画」に対応した新機能の追加等システムの改修を行い、県民にとってわかりやすい防災、災害対応情報の提供に努めます。
- ③県内の震度情報を確実に収集するため、震度情報ネットワークシステムのサーバーの更新を行います。

【災害医療体制の整備】

- ①南海トラフ地震の発生等、大規模災害発生時の受援体制を強化するため、「三重県広域受援計画」に基づき、医療活動に関する受援体制の充実・強化を図ります。また、災害拠点病院等において、災害時における適切な医療提供体制が確保できるよう、BCPの考え方に基づく災害医療マニュアル策定について支援します。さらに、災害医療に精通した人材育成を進めるため、災害医療コーディネーター研修の充実を図るとともに、DMATの国研修への参加促進や、災害看護研修等を実施します。

【安全な建築物の確保】

- ①建築物の耐震化を促進するため、耐震診断が義務化された建築物の所有者へ耐震改修事例や補助制度の拡充を周知するなど、一層の働きかけを行うとともに、耐震診断や耐震改修等の支援を継続します。また、避難路沿道建築物の耐震改修に加えて、建替え・除却に対して補助を行う市町への県の支援制度の拡充を平成30年度に行い、引き続き、市町へ早期の補助制度の創設を働きかけます。
- ②耐震化の普及啓発のため、市町や建築関係団体と協力しながら、これまで以上に効果的な戸別訪問等の支援を行います。平成30年度に創設される国の耐震改修補助制度を全ての市町が活用できるよう支援するとともに、近年ニーズが高まっている空き家の除却に対する補助事業により木造住宅の耐震化を促進します。

【教育施設の防災対策】

- ①県立学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策について、平成31年度末に全棟の対策工事が完了するよう、計画的に取組を進めます。
- ②公立小中学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策をはじめとする非構造部材の耐震対策について、引き続き、市町等教育委員会に国の財政的支援制度などの情報提供を積極的に行うとともに、財政的支援制度が拡充されるよう国に対して要望していきます。
- ③私立学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策について、引き続き、学校法人に対し耐震対策を促すとともに、耐震対策に取り組む学校法人への支援を行います。

【緊急輸送道路の機能確保】

- ①緊急輸送道路に指定されている県管理道路等の計画的な修繕や整備を進め、非常事態に対応した輸送機能の確保を図ります。

【消防救急体制の充実・強化】

- ①地域防災力の充実・強化に向けて、市町および三重県消防協会と連携し、「みえ消防団応援の店」制度の充実や消防団員の入団促進の取組を実施するとともに、消防本部間の連携・強化等について、関係市町の意向をふまえながら各地域の実情に応じた取組を進めます。

【高圧ガス等の保安の確保】

- ①高圧ガス等の保安について、適正な保安管理等を徹底するため、引き続き保安検査、立入検査等を実施するとともに、自主保安の推進を支援するための研修を行います。また、「三重県石油コンビナート等防災計画」に基づき、コンビナート事業者の防災対策を促進します。

* 「○」のついた項目は、平成30年度に特に注力するポイントを示しています。

2 「三重県新地震・津波対策行動計画」および「三重県新風水害対策行動計画」にかかる取組結果と検証について

「三重県新地震・津波対策行動計画」および「三重県新風水害対策行動計画」にかかる取組の結果とその検証について、実績レポート（別冊1）としてまとめました。

1 三重県新地震・津波対策行動計画の取組結果について（別冊1 P2）

（計画の概要）

- ・期間：平成25年度から29年度までの5か年計画
- ・構成：23施策、192行動項目
- ・7つの基本方針に基づく10の「選択・集中テーマ」を設定

（取組結果）

- ・全体の進展度は、B（92.7%）
- ・23施策のうち各進展度の割合は次のとおり
進展度A 6施策、B 14施策、C 3施策
- ・進展度Cの3施策は次のとおり
 - 災害時要援護者への支援（予防対策）（72.6%）
 - 避難生活の支援体制の充実（73.5%）
 - ボランティア活動支援体制の充実（70.0%）

2 三重県新風水害対策行動計画の取組結果について（別冊1 P4）

（計画の概要）

- ・期間：平成27年度から29年度までの3か年計画
- ・構成：21施策、151行動項目
- ・7つの「重点的取組」を設定

（取組結果）

- ・全体の進展度は、B（91.5%）
- ・21施策のうち各進展度の割合は次のとおり。
進展度A 10施策、B 5施策、C 3施策、D 3施策
- ・進展度CおよびDの6施策は次のとおり
 - 県民の防災行動の促進（83.8%）
 - 防災人材の育成・活用（84.5%）
 - 災害時要援護者への支援（予防対策）（49.4%）
 - 市町防災力の向上に向けた支援（80.0%）
 - 避難生活の支援体制の充実（68.8%）
 - ボランティア活動支援体制の充実（62.9%）

3 両行動計画の取組結果と検証について（別冊 P6）

「三重県新地震・津波対策行動計画」および「三重県新風水害対策行動計画」に基づく主な防災・減災対策の取組結果と検証について、別冊の実績レポートに記載のとおり、次の14項目で整理しました。

(1) 県民の防災行動の促進

- ・「住宅耐震化」は、H24 80.7%→H29 83.6%とやや増加しているが、目標に達していない。
- ・県民の「家具固定、転倒防止対策」は、H24 51.8%→H29 52.5%と進んでいない。

(2) 防災人材の育成・活用

- ・みえ防災・減災センターで防災人材の育成を進め、「みえ防災人材バンク」に登録された防災人材は235名となり、育成が進んだが、防災人材が地域等の防災活動を支援した回数は、平成29年度で一人当たり1.15回/年で、育成した防災人材の活用が進んでいない。
- ・自主防災組織で避難所運営マニュアルを作成している団体の割合は18.4%（平成28年3月31日現在）にとどまるなど、活動が活性化できてない。
- ・消防団と自主防災組織の連携強化を図るための実務研修を毎年1回開催するとともに、これまでに県内5地域で、両組織が連携した実務的なモデル事業を実施している。

(3) 災害時に配慮を要する人々の対策

- ・避難行動要支援者名簿の策定は、平成29年度中に県内全市町で作成済み。
- ・避難行動要支援者の個別支援計画の策定が進んでいない。
- ・女性や外国人など多様な避難者に配慮した避難所運営体制整備を進めているが、避難所ごとの運営マニュアルの作成に取り組む市町数は、18市町にとどまる。

(4) 防災教育の推進

- ・「防災ノートの活用」、「学校防災リーダーの養成」等により、防災教育の取組が学校に定着した。

(5) 重要施設の耐震化

- ・「防災拠点となる公共施設の耐震化率」は96.5%、公立小中学校および県立学校における耐震化率は、100%となり、対策が進んだ。
- ・県立学校の非構造部材の耐震化（屋内運動場等における吊り天井等の耐震対策実施率）は目標を上回り90.6%となった。

(6) 災害に強いまちづくりの推進

- ・海岸堤防等の保全施設 200 箇所および河川堤防の脆弱箇所 183 箇所について重点的に対策を実施した結果、すべて完了した。
- ・農地・漁港海岸保全施設等では、整備の必要な箇所が残されている。
- ・土砂災害防止施設、治山ダムや土留工、災害に強い森林づくりについては、計画目標を達成した。

(7) 避難対策の促進

- ・9市町において27基の津波避難タワー等が整備されるなど、津波避難困難地域が解消が進んでいる。
- ・「My まっぷラン」を活用した地域全体の津波避難計画作成は、熊野灘沿岸地域に比べ、伊勢湾沿岸市町における取組の広がりが見られない。
- ・平成27年度の水防法改正により、水位周知河川について、想定し得る最大規模の降雨を前提とした洪水浸水想定区域図を公表することが新たに義務付けられた。
- ・土砂災害警戒区域等の指定に必要な基礎調査の完了率は H26 44.0% →H29 89.9%となった。
- ・県北部の海拔ゼロメートル地帯を有する桑員地域で、「浸水時における広域避難に関する協定」が締結された。

(8) 災害対策本部の機能強化

- ・災害対策本部運営要領の見直し、防災関係機関との連携強化、図上訓練・実動訓練の実施、三重県業務継続計画（BCP）の策定等により、災害対策本部機能の強化を図った。
- ・「三重県防災情報プラットフォーム」の運用、「緊急速報メール」の全市町での導入等により、防災情報の共有・伝達体制を整備した。
- ・伊勢志摩サミットを契機に「DONETを活用した津波予測・伝達システム」の運用を伊勢志摩地域で開始した。
- ・「三重県版タイムライン」を平成29年度に策定した。

(9) 緊急輸送の確保と孤立の解消

- ・ミッシングリンクの解消や県管理道路の緊急輸送道路の改良、道路啓開基地の整備を進め、緊急輸送機能の確保を図った。
- ・県防災ヘリコプターの更新、航空燃料備蓄貯蔵所の整備により、緊急輸送機能や孤立地区対策を強化した。

(10) 広域受援体制の整備

- ・三重県広域防災拠点（北勢拠点）が完成し、県内すべての地域での広域防災拠点整備が完了した。

- ・平成 29 年度に「三重県広域受援計画」を策定し、緊急輸送ルート、救助・救急、消火活動、医療活動、物資調達、燃料供給および電力・ガスの臨時供給、応援職員・ボランティアや介護職員の受入にかかる広域受援体制の整備を図った。

(11) 災害医療機能の強化

- ・災害拠点病院等の耐震化について、災害拠点病院と災害医療支援病院の耐震化については、すべての病院の耐震化が図られた。
- ・災害医療コーディネーターが参加する県災害対策本部医療本部の訓練を実施し、県内の災害医療コーディネーターの資質向上を図った。
- ・災害医療コーディネーター、医師会、災害拠点病院等の医療関係者、保健所等を構成員とする地域災害医療対策会議を立ち上げ、地域の災害医療体制の整備について検討を行った。

(12) 企業防災活動の推進

- ・みえ防災・減災センターに事務局が設置された「みえ企業等防災ネットワーク」の参加企業数は、H24 200 社→H29 259 社に増加し、目標を上回った。
- ・事業所への業務継続計画（BCP）の説明会等の回数は、H25 から H29 までの間に 138 回と目標を上回った。

(13) ボランティア活動支援体制の充実

- ・現地ボランティアセンター設置・運営マニュアルの作成を促進し、策定した市町は 22 市町となった。
- ・大規模災害時のボランティアやNPOによる連携の強化を図るため、災害時支援活動団体としての登録を促した結果、「災害時支援活動団体名簿」登載団体数は H24 24 団体→H29 113 団体と増加した。
- ・被災者の多様なニーズに対応できる専門性の高いNPOを発掘・育成し、災害時前に迅速に被災者を支援する体制を拡充するために事前協定の締結を進め、協定締結団体は H24 0 団体→H29 2 団体となったが、平成 29 年度末までの目標とする 5 団体には及ばなかった。

(14) 復興体制の整備

- ・「三重県復興指針」を策定し、復興プロセスにおいて必要となる対策や手順を整理した。
- ・「災害廃棄物処理計画」について、市町計画の作成を支援し、県・市町すべての計画の策定が完了した。
- ・中長期的な視点に立った地震津波に強い都市計画について検討し、「三重県地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針」を策定した。

4 検証結果から見えてきた課題と解決に向けた取組について

前項の14項目で整理した結果から見えてきた課題とその解決に向けて、「三重県防災・減災対策行動計画の概要について」（別冊1別添資料）に記載のとおり取組を進めてまいります。

3 三重県版タイムラインの運用と今後の市町展開について

1 タイムライン策定の目的

タイムラインとは、発災前から予測できる風水害である台風に対し、災害対応の事前対策から発災後の対応まで、「いつ、誰が、何をするか」を時系列で整理した手順書（マニュアル）で、被害の最小化へつなげることを目的としています。

2 三重県版タイムラインについて

(1) 概要

平成29年度末、県災害対策本部の「三重県版タイムライン」を策定し、平成30年度から、本格的に運用しています。県庁内の組織を超えて取り組むとともに、市町や气象台、救助機関等の関係機関と連携し、一体的に災害対策を行うことで、防災・減災をめざします。

また、今年度中には、県地方災害対策部の「地方部タイムライン」について試行期間を経て策定する予定です。

(2) タイムラインを発動する対象

本県に災害等の影響を及ぼす可能性がある台風
※事前予測や運用範囲の判断が難しい局地的大雨や前線のみによる大雨は対象外。

(3) 想定される運用時間（いつ）

概ね台風到達5日前から1日後（原則、県災害対策本部廃止まで）

(4) 運用主体（誰が）

三重県災害対策本部

⇒（総括部隊、社会基盤対策部隊、保健医療部隊、救援物資部隊、被災者支援部隊、生活・経済再建支援部隊）

関係機関（各部隊が災害対応上関係する機関）

⇒（市町、消防本部、津地方气象台、国土交通省三重河川国道事務所等、警察本部、陸上自衛隊第33普通科連隊、第四管区海上保安本部）

(5) 行動項目（何をするか）

台風が本県に接近するまでに行うべき事前対策を中心に洗い出し、行動項目として整理しました。

(6) タイムラインレベル

台風の接近状況や県災害対策本部の体制に準拠したタイムラインレベルを設定し、各レベルに応じて整理した行動項目につき着実に取り組みます。

(7) 検証

出水期後には運用の検証を関係機関を交えて毎年実施し、今後の改善・充実に繋げていきます。

＜タイムラインレベル進行のイメージ＞

タイムラインレベル	想定される状況	目安となる時間軸
タイムラインレベル1	台風の接近	5日前～2日前
↓		
タイムラインレベル2	台風が本土上陸、大雨・洪水注意報など	2日前～1日前
↓		
タイムラインレベル3	台風が本県接近、大雨・洪水警報など	1日前～当日
↓		
タイムラインレベル4	台風が本県通過、土砂災害警戒情報など	当日
↓		
タイムラインレベル5	災害発生（河川氾濫、土砂災害など）、特別警報など	当日
↓		
タイムラインレベル0	警報の解除、避難情報の解除	当日～1日後

※台風の規模や進路などにより、想定される状況や目安となる時間軸が異なる可能性あり。

3 市町への展開に向けて

台風による被害を最小にするためには、県だけでなく、被害が想定される市町においても、タイムラインを策定し、県、市町、関係機関における事前対策を連携して取り組むことが重要となります。

このため、次のとおり市町におけるタイムラインの策定を支援します。

(1) 検討体制

県や气象台、防災関係機関、モデル市町、策定済みの紀宝町等が参加する「県防災施策に関する研究会」を開催し、各市町がタイムラインを策定するにあたっての課題を検討し、「市町タイムライン基本モデル」を作成します。

(2) 市町タイムライン基本モデルの作成にあたって

市町の災害対応に関しては、避難勧告等の発令、避難所運営、水門閉鎖など具体的な対応の「見える化」が必要なため、県や消防本部、消防団、自主防災組織などの災害への対応に取り組む機関との連携についての検討が必要です。

また、土砂災害、河川氾濫等浸水被害など地域特性もあることから、市町タイムライン基本モデル案作成にあたっては、適宜、各市町からも意見聴取し、市町との連携を図りながら作成作業を進めます。

基本モデルには、関係機関への連絡などについて、地域特性もふまえながら、時系列でどう対応していくか等についても記載する予定です。

(3) スケジュール (予定)

- ① 5月31日 地域防災研究会
 - ・市町担当者への説明と意見交換
- ② 7月中旬 第1回県防災施策に関する研究会
 - ・市町タイムライン基本モデル(素案)について
- ③ 9月下旬 第2回県防災施策に関する研究会
 - ・市町タイムライン基本モデル(中間案)について
- ④ 12月下旬 第3回県防災施策に関する研究会
 - ・市町タイムライン基本モデル(最終案)について
- ⑤ 3月下旬 防災県土整備企業常任委員会
 - ・市町タイムライン基本モデルについて報告

(4) 基本モデル作成後の展開

作成した「市町タイムライン基本モデル」を活用し、市町向け説明会等の開催により、県・地方部のタイムラインとの整合を図りながら、各市町における試行を促進し、市町での本格運用につなげます。

こうして、県、市町、関係機関が連携した事前対策を進め、災害の最小化をめざします。

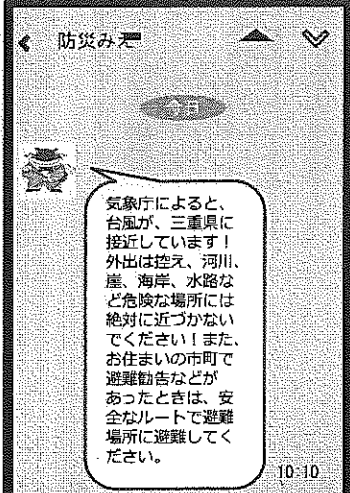
4 関連するその他取組

【ツイッターやLINEによる情報発信】

県のタイムラインが発動した際、県民一人ひとりの避難行動を促し、防災・減災につなげるため、ツイッターやLINEを活用した多様な情報配信を行います。

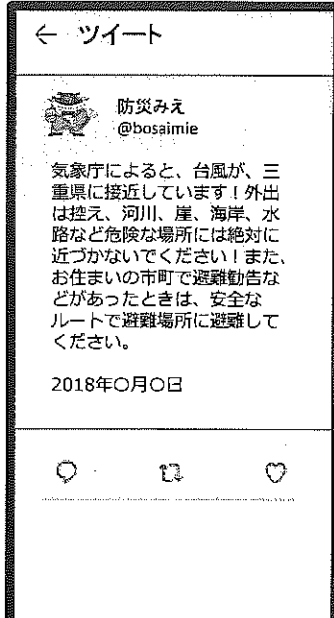
防災情報プラットフォームの運用(スマートフォンへの対応)

LINE



LINE@公式アカウントの
防災専用取得は、全都道
府県で初めて!

ツイッター



多様な手法で分かりやすい情報伝達をめざします

4 消防の広域化と地域防災力の連携強化について

1 広域化にかかるこれまでの取組

(1) 国の対応

① 消防組織法の改正および広域化の基本指針

消防庁は、消防が災害や事故の多様化および大規模化などに対応していくためには、消防の広域化が必要であるとし、平成18年6月に消防組織法の一部改正を行うとともに、「市町村の消防の広域化に関する基本指針」（以下「基本指針」という。）を制定しました。

基本指針において、都道府県は「消防広域化推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定し、5年度以内（平成24年度まで）に広域化を実現することとされました。

しかし、推進期間中に全国的に広域化が進まなかったことから、基本指針を改正し、推進期限を平成30年4月1日まで5年間延長しました。

② 市町村の消防の連携・協力に関する基本指針（平成29年4月1日）

広域化の取組と並行し、通信指令業務の共同運用など事務の一部における「消防の連携・協力」を進めることとし、2023年4月1日までを推進期間とする「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」を制定しました。

(2) 県の対応（「三重県消防広域化推進計画」の策定と改訂）

県においては、平成20年3月に「県消防広域化推進計画」を策定しましたが、広域化は進まず、平成26年3月、消防庁の基本指針の改正を受けて、県の推進計画を改訂しました。

改訂した計画では、優先的に広域化に取り組む地域として、①伊賀市・名張市地域、②四日市市・菰野町地域、③鳥羽市を定め、重点的に取り組むとともに、広域化につながる個別業務の共同処理に取り組むことを「機能別広域化」と称し、連携・協力を推進していくこととしました。

なお、平成28年度から桑名市消防本部、四日市市消防本部および菰野町消防本部の3消防本部の通信指令業務について、高機能指令センターを設置し、共同運用に取り組んでいます。

2 広域化が進まなかった主な理由

消防庁が消防組織法の一部改正及び基本指針の策定を行ってから10年以上が経過し、広域化に向けて努力をしてきたところですが、広域化は進んでいません。

県推進計画改訂時に、県内市町および消防本部にアンケート調査を実施しており、進まなかった理由については、以下の点が挙げられています。

- ① 広域化によるメリットが十分認識できない一方で、広域化を進めるための事務負担（給与の統一等）が大きいこと。
- ② 広域化により、「小規模の方に消防力が流出するのではないか」あるいは「大規模の方に消防力が集中するのではないか」との懸念。
- ③ 広域化の結果、「消防本部と市町（防災担当部局、消防団）との関係が希薄になるのではないか」との懸念。

3 広域化および連携・協力の基本指針の一部改正（平成30年4月）

消防庁では、平成18年の消防組織法改正以降、全国52地域で広域化が実現し、消防本部数は1割減少したものの、さらなる広域化の進展が必要であることから、広域化および連携・協力の基本指針を改正し、推進期間を2024年4月1日まで延長しました。

① 消防力の現状分析と今後のあるべき姿の検討

各消防本部において、取り巻く現状分析と今後のあるべき姿の検討を「消防力カード」として見える化し、都道府県と共有して、広域化や連携・協力の実施について検討することとしています。

② 県推進計画の再策定

各消防本部の「消防力カード」に基づき、今後の消防体制のあり方について検討した上で、下記の項目を盛り込んだ都道府県推進計画を再策定することが、消防庁から求められています。

ア 約10年間の広域化の進捗状況や消防需要の動向の振り返り

イ 消防力の実情等の現状把握

ウ 今後の消防体制の展望

- ・ 推進期限までに広域化すべき組合せ（重点地域の指定）
- ・ 指令センターの共同運用など連携・協力の取組

4 県の対応方針

各消防本部に対し、「消防力カード」に基づくヒアリングを行い、消防本部がおかれている現状や課題を把握し、各消防本部と意見交換をすることで、地域の実情をふまえた消防の広域化および連携・協力の可能性を協議しています。

その結果をふまえつつ、県推進計画の再策定をめざして検討を進めてまいります。

5 地域防災力の連携強化について

(1) 現状と課題

近い将来の発生が危惧される南海トラフ地震や、近年、全国で多発している集中豪雨などの自然災害に備えるためには、県民の皆さん一人ひとりの「自助」とともに、「共助」の取組が重要となります。

地域には、共助の中心となる「消防団」と「自主防災組織」があり、それぞれに訓練や研修などに取り組んでいますが、相互の理解や連携体制については、十分とは言えない状況にあります

そのため、それぞれの充実強化に取り組むとともに、二つの組織間の相互理解や連携強化を進め、地域防災力の向上を図る必要があります。

(2) 地域防災力連携強化事業の実施と取組実績

県では、このような状況をふまえ、地域防災力連携強化事業（ちから・いのち・きずなプロジェクト）を実施することといたしました。

この事業では、消防団と自主防災組織の相互の連携強化に資する人材を養成するとともに、県内5か所の地域において、それぞれの地域の特色に合わせたモデル事業を実践し、その成果を取りまとめ、県内に水平展開を図っていくことを目的に、さまざまな研修や取組を行いました。

① 消防団を対象とした「自主防災組織アドバイザー」の養成講座

防災、消火、救護、救出等の指導技術や、消防団と自主防災組織の役割等の知識を習得し、自主防災組織と相互の連携強化を図るとともに、自主防災組織にアドバイスできる消防団の人材を育成するための講座を開催しました。

【講座修了者数】

平成27年度 27人 平成28年度 44人 平成29年度 50人（合計121人）

② 自主防災組織を対象とした「自主防災組織リーダー」の養成研修

自主防災組織のリーダーとして必要な知識・技能を習得し、消防団との連携の重要性についての理解を深め、組織の活性化に取り組む人材を育成するため、みえ防災・減災センターにおいて、自主防災組織リーダー養成研修を開催しました。

【研修受講者数】

平成27年度 105人 平成28年度 112人 平成29年度 75人（合計292人）

③ 消防団・自主防災組織連携実務研修

上記①、②の研修を受講した「自主防災組織アドバイザー（消防団員）」と「自主防災組織リーダー」を対象として、実際の連携した活動につなげるための図上訓練等の実務研修を実施しました。

【講座修了者数】

平成27年度 65人 平成28年度 67人 平成29年度 33人（合計165人）

④ 消防団・自主防災組織連携実践モデル事業

上記①～③の取組と併せ、消防団と自主防災組織が連携した取組を実践していくモデル地域を設定したうえで、それぞれの地域において、消防団および自主防災組織を中心とした関係機関が連携・協力し、防災訓練や避難所運営などを実施しました。

【モデル事業実施地域】

(平成27年度)

鈴鹿市(稲生地区) : 市街地における自主防災委員会が主体となった取組であり、消防分団も委員会に参画して、防災マップ作りや事業者も参加した大規模な防災訓練などを実施

(平成28年度)

伊賀市(青山地区) : 内陸にある青山地区の6つの地区がそれぞれで企画して、消防分団が指導役になり、DIG(災害図上訓練)やHUG(避難所運営ゲーム)、防災訓練などを実施

尾鷲市(光ヶ丘地区) : 沿岸部における自主防災会が主体となった取組であり、他地区からの避難者の受入体制の整備に取り組むとともに、消防団と連携した防災訓練を実施

(平成29年度)

四日市市(橋北地区) : 市街地における防災組織連絡協議会(消防団も構成員)が主体となった取組であり、小中学生とその保護者や女性を対象にした取組や楽しく学べることをテーマとした防災訓練などを実施

鳥羽市(安楽島地区) : 沿岸部における自主防災会が主体となった取組であり、実際に避難所運営訓練などを行い、その検証をふまえ、消防団員も参画して避難所運営マニュアルを策定

(3) 今後の対応(平成30年度以降の取組)

① モデル事業の成果の活用と地域の取組への支援

モデル事業の成果報告書を市町、消防団および自主防災組織等に配布し、各市町等における連携強化の取組を促すとともに、消防団と自主防災組織の実践取組に対し、県防災技術指導員を派遣し訓練を重ねるなど、引き続き支援していきます。

② 人材育成の継続

消防団については、消防学校が実施する講義や研修により、また、自主防災組織については、みえ防災・減災センターが実施する「自主防災組織リーダー研修」などの研修の機会を活用して、それぞれ人材育成を継続していきます。

③ 地域防災課題解決プロジェクトの実施

平成 30 年度の新たな取組として、「共助」の取組を一層進めるため、「みえ防災・減災センター」において、これまで解決が困難であった地域の防災課題の対応策を検討する「地域防災課題解決プロジェクト」に取り組むこととしており、「地域で共助を担う消防団と自主防災組織の連携」などをテーマとして、効果的な解決手法の検討などを行っていきます。

5 審議会等の審議状況について

(平成30年2月19日～平成30年6月3日)

1 三重県防災会議

1 審議会等の名称	三重県防災会議
2 開催年月日	平成30年3月23日
3 委 員	会長 三重県知事 鈴木 英敬 委員 警察庁中部管区警察局長 名和 振平、外58名
4 諮問事項	1 三重県地域防災計画(地震・津波対策編) 平成30年3月修正案について 2 三重県地域防災計画(風水害等対策編) 平成30年3月修正案について 3 三重県水防計画 平成30年度修正案に ついて
5 調査審議結果	上記3件の諮問について了承

2 三重県国民保護協議会

1 審議会等の名称	三重県国民保護協議会
2 開催年月日	平成30年3月23日
3 委 員	会長 三重県知事 鈴木 英敬 委員 警察庁中部管区警察局長 名和 振平、外49名
4 諮問事項	1 三重県国民保護計画の変更について
5 調査審議結果	上記1件の諮問について了承